

## 災害時等における施設利用の協力に関する協定

横浜市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、横浜市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、横浜市防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく遺体安置所とすることについて必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における遺体安置所とは、災害現場等から発見された遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、納棺等を行う施設とする。

### （対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 横浜市都筑区池辺町 2973 - 1

施設名 都筑スポーツセンター

### （協力要請）

第4条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を遺体安置所として利用する必要があるときは、原則として乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

### （連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、施設を所管する区局の長の名により当該施設の施設長に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

### （協力体制）

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

### （発災時の対応）

第7条 乙は、災害時等において速やかに、遺体安置所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、遺体安置所の開設及び運営に協力する。

3 前二項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和 22

年法律第 118 号) が適用された場合は、災害救助法施行細則による救助の程度等 (昭和 40 年神奈川県告示第 561 号) に定めるところにより甲が負担する。

(備蓄及び訓練等)

第 8 条 乙は、横浜市震災対策条例 (平成 10 年 2 月横浜市条例第 1 号) 第 8 条に定める事業者としての基本的責務として、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の地震に対する安全性の確保、食料、飲料水、トイレパック等の備蓄、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備その他の震災対策の推進を図らなければならない。

2 乙は、前項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備、訓練等に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。

3 乙は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。

4 乙は、施設の職員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得できるように、防災訓練等に参加する機会を提供するよう努めなければならない。

(その他)

第 9 条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定書の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (指定期間と同一の期間) とする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 横浜市中区港町一丁目 1 番地  
横浜市

横浜市都筑区長

乙